

VI. 保育園・幼稚園課

1-1 幼児施策調整

1-1-1 幼児施策調整

保護者のライフスタイルの変化や就労形態の多様化に対応した環境を整え、就学前の全ての子どもに適切な幼児教育と保育が提供されるよう進めている。

子ども子育て支援システム及び保育所等 A I 入所選考システムの管理運用を行う。また、申請書類の R P A 化に取り組む。

1-2 区立保育園

1-2-1 区立保育園

児童福祉法第 24 条に基づき、保護者が就労等で保育を必要とする場合に、一定の時間、保護者に代わり保育を行う児童福祉施設。区立保育園は直営園 10 園（巻末資料 7 子ども関連施設○区立保育園一覧 参照）

1 保育園の入園対象

当該児童の保護者が次のいずれかに該当する場合で、同居の親族その他が当該児童を保育することができないと認められる場合

- (1) 就労している場合
- (2) 出産の前後の場合
- (3) 病気や障害がある場合
- (4) 親族の方を常時介護・看護している場合
- (5) 災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職中の場合（起業準備中も含む）
- (7) 就学の場合（趣味の講座、通信教育、カルチャーセンター等は除く）
- (8) 上記以外で特に保育が必要と認められる場合

2 入園対象児別実施園数

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 産休明け園（生後 57 日以上） | 6 園 |
| (2) 6 か月以上園 | 1 園 |
| (3) 8 か月以上園 | 1 園 |
| (4) 1 歳以上園 | 2 園 |

3 基本保育時間（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

年齢に関係なく、7 時 15 分～18 時 15 分の範囲内で基本の保育を実施

4 延長保育

保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮し、真にやむを得ないと認められる場合は、通常の保育時間から延長して保育を実施（1 時間）

5 保育料

- (1) 基本保育料 0 円～74,700 円

入園する児童の年齢及びその世帯の住民税所得割額により決定

- (2) 延長保育料

- ①延長 1 時間 0 円～7,400 円

②1日単位の利用 500円（A・B階層は0円）／日

6 その他

（1）子育て教室

（2）乳幼児ふれあい体験

（3）子育てサービス事業（子育て支援課）の実施

①一時保育の受け入れ ②年末保育

根拠法規 児童福祉法、中野区児童福祉法施行規則、中野区保育所条例、中野区保育所条例施行規則
中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例

1-3 私立施設給付

1-3-1 教育・保育施設給付

○保育施設給付

区内の私立保育園及び区外の公私立保育園に入所した児童（委託児童）にかかる保育に必要な経費を、当該保育所に対し支払うことで、処遇の向上を図るとともに、待機児童の解消及び就労と子育ての両立を支援している。

区内、区外別委託園数・延委託児童数

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)
区内私立保育園		81	65,899	84	67,301	83	66,389
区 外	公立保育園	16	120	23	208	23	242
	私立保育園	71	745	67	670	85	1001
合 計		168	66,764	174	68,179	191	67,632

区内私立保育園別延委託児童数

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徳田保育園	1,357	1,329	1,311
聖ピオ保育園	1,477	1,475	1,460
ピオニイ保育園	744	669	688
とちの木保育園	849	854	824
野方さくら保育園	1,126	1,079	1,123
中野みなみ保育園	1,057	1,029	1,124
七海保育園	1,249	1,270	1,280
あけぼの保育園	1,186	1,169	1,216
陽だまりの丘保育園	1,449	1,428	1,370
陽だまりの丘保育園(分園)	405	494	令和6年3月末閉園
桃が丘さゆり保育園	1,270	1,148	1,195
中野りとるぱんぷきんず	1,000	976	987
なかよしの森保育園	1,142	1,066	令和6年3月末閉園
沼袋西保育園	1,163	1,171	1,109
マミーズエンジェル新中野保育園	777	805	801
田中ナースリー若宮保育園	670	688	693
アートチャイルドケア中野南台森の保育園	1,194	1,130	1,140
太陽の子中野中央保育園	362	351	321
なかのまるのなか保育園大きなおうち	1,613	1,532	1,443
橋場そらとみどりの保育園大きなおうち	1,943	1,891	1,955
松が丘保育園	1,194	1,194	1,240
中野南台ちとせ保育園	889	962	938

ひまわり保育園	586	528	496
コンビプラザ中野保育園	649	609	596
にじいろ保育園中野野方	686	676	736
さくらさくみらい 中野	738	705	623
ピノキオ幼児舎野方保育園	1,127	1065	1,043
まなびの森保育園鷺ノ宮	826	860	819
中野ひかり保育園	766	759	796
グローバルキッズ鷺ノ宮園	838	825	844
ナーサリールーム バリーベアー中野	653	669	633
にじいろ保育園松が丘	731	707	689
オンビーノスクエア野方	519	527	528
まなびの森 保育園東中野プチ・クレイシュ	635	649	622
キッズガーデン中野上高田	727	652	664
江古田ここわ保育園	634	649	674
なかみなみコスモ保育園	1,057	1,028	972
鷺宮クローバー保育園	424	477	498
キッズガーデン中野白鷺	742	748	815
にじいろ保育園江古田の杜	929	939	900
中野打越保育園	1,203	1,221	1,281
キッズガーデン中野南台	591	534	559
みらいえ保育園中野富士見町	583	627	632
中野ここわ保育園	767	769	730
小学館アカデミーあらいやくし保育園	405	438	428
グローバルキッズ沼袋園	679	631	704
中野松が丘すきっぷ保育園	569	625	656
さくらさくみらい 江原町	709	736	716
こどもヶ丘保育園野方園	700	724	804
中野鷺ノ宮雲母保育園	563	577	645
南台保育園	1,008	1,074	1,101
田中ナースリー大和保育園	1,038	1,098	1,089
宮園保育園	1,168	1,168	1,188
にじいろ保育園鷺ノ宮	698	740	751
ソラストなかのさかうえ保育園	736	676	699
ちゃいれっく上高田保育園	487	549	602
キッズガーデン新中野駅前	513	519	483
わらべ西鷺宮保育園	1,272	1,285	1,265
AIAI NURSERY 中野坂上	570	602	582
モニカ新中野園	521	535	464
にじいろ保育園中野	181	177	152
シエル保育園・東中野	644	585	617

太陽の子中野桜花保育園	557	615	556
にじいろ保育園中野駅南口	305	305	329
キッズフォレ平和の森	565	586	560
テンダーラビング保育園江古田	463	469	470
こどもヶ丘保育園上鷲宮園	616	673	688
ぽけっとランドさぎのみや保育園	615	690	716
アルテ子どもと木幼保育園	1,273	1,272	令和6年3月末閉園
コンビプラザ弥生町保育園	638	830	998
にじいろ保育園上高田	1,030	985	955
おはよう保育園東中野	361	415	496
さくらさくみらい弥生町	546	617	612
キッズハーモニー・ひがしなかの	720	834	829
仲町保育園	1,069	1,031	1,024
めばえの森保育園	344	480	590
大和東もみじの森保育園	1,330	1,339	1,341
ナーサリー中野の森	448	702	900
コンビプラザ宮の台保育園	1,186	1,128	1,076
クオリスキッズ東中野保育園	287	394	491
ピノキオ幼児舎中野保育園	277	320	350
幼保園シャローム東中野	271	309	334
東中野しらゆり保育園	-	304	440
スターチャイルド《東中野ナーサリー》	-	143	300
きゃんばす中野保育園	-	188	315
ひなたの丘保育園	-	-	705
合 計	65,899	67,301	66,389

令和6年度区外委託園数・延委託児童数

	公 立		私 立		合 計	
	施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)
渋谷区	3	25	7	103	10	128
新宿区	5	73	16	271	21	344
杉並区	5	49	24	344	29	393
練馬区	6	79	15	176	21	255
中央区	0	0	1	24	1	24
足立区	0	0	1	5	1	5
豊島区	1	2	7	27	8	29
板橋区	2	13	0	0	2	13
世田谷区	0	0	1	1	1	1
品川区	0	0	1	3	1	3
文京区	0	0	1	1	1	1

葛飾区	0	0	1	1	1	1
江東区	0	0	1	3	1	3
目黒区	0	0	1	1	1	1
小平市	0	0	2	8	2	8
八王子市	0	0	1	2	1	2
府中市	0	0	1	3	1	3
東京都外（4市）	1	1	4	28	5	29
合 計	23	242	85	1,001	108	1,243

○教育施設給付

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・認定こども園に対し、施設型給付費を支給する。

事業開始 平成 27 年度

根拠法規 子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

中野区保育所事業扶助要綱

中野区認定こども園の保育事業扶助要綱

1-3-2 地域型保育事業給付

○家庭的保育事業

保育士等の資格を持つ者、又は保育に必要な一定の研修を修了した者が児童を自宅等で預かる事業で、区が認可した事業者が運営。対象児童は生後 57 日から 2 歳児までの児童で、入所要件としては、保護者の就労等で保育を必要とする等の条件がある。利用するにあたっては、区に保育の必要性の認定申請をし、区での利用調整後保護者は各事業者と直接契約を行う。自宅等における家庭的雰囲気等特色とした保育を行うことで、待機児童の解消を図るとともに、就労と子育ての両立を支援している。

1 家庭的保育事業者資格

（１）区長が行う研修等を修了した保育士

（２）保健師・助産師・看護師・幼稚園教諭のいずれかの資格を持ち、乳幼児の保育について３年以上の実務経験を有し、かつ、区長が行う研修等を修了した者

2 施設基準 児童 1 人あたり 3.3 ㎡以上の専用室を有する

3 対象児童 生後 57 日以上、3 歳未満

4 児童定員 家庭的保育者 1 人につき児童 3 人まで（保育室が 2 階の場合は 2 人まで）

ただし、家庭的保育者が補助者 1 人を雇用し 1 階で保育する場合は 5 人まで可

5 保育時間 7 時 15 分～18 時 15 分 ※延長を行っている事業者もあり

6 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

事業実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
家庭的保育事業数（か所）	8	8	7※
延利用児童数（人）	219	206	197

令和 6 年度家庭的保育事業利用実績は、「巻末資料 7 子ども関連施設○保育所入所率」参照

※令和 7 年 3 月末をもって 1 事業所が閉園

○小規模保育事業

保育士、又は保育に必要な一定の研修を修了した保育従事者を配置し、小規模な環境で保育を行う。区が認可した事業でA型、B型、C型の3類型がある。対象児童は生後57日から2歳児までの児童で、入所要件としては、保護者の就労等で保育を必要とする等の条件がある。利用するにあたっては、区に保育の必要性の認定申請をし、区での利用調整後保護者は各事業者と直接契約を行う。小規模な環境を特色とした保育を行うことで、待機児童の解消を図るとともに、就労と子育ての両立を支援している。

- 1 対象児童 生後57日以上、3歳未満
- 2 児童定員 6人から19人まで
- 3 類型
 - (1) A型 保育にあたる者が全員保育士
 - (2) B型 保育にあたる者のうち1/2以上が保育士、残りが区長が行う研修等を修了した者
 - (3) C型 家庭的保育者
- 4 施設基準
 - (1) A型、B型 0歳及び1歳児 3.3㎡/人、2歳児 1.98㎡/人
 - (2) C型 3.3㎡/人
- 5 保育士等配置基準
 - (1) A型、B型 0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人（左記に加えて1人）
 - (2) C型 0～2歳児3人に対し1人
- 6 保育時間 11時間開所。開所時刻は事業者により異なる。延長保育は1時間（実施していない施設あり）
- 7 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業所数（か所）	A型 13 B型 2	A型 12 B型 0	A型 9 B型 0
延利用児童数（人）	A型 1,809 B型 112	A型 1,733 B型 0	A型 1,557 B型 0

令和6年度小規模保育事業利用実績は、「巻末資料7子ども関連施設○保育所入所率」参照

○事業所内保育事業

事業者が雇用する従業員の子、及び地域の児童の保育を実施する区が認可した事業で、小規模事業所内保育事業と保育所型事業所内保育事業の2類型がある。対象児童は生後57日から2歳児までの児童で、入所要件としては、保護者の就労等で保育を必要とするなどの条件がある。利用するにあたっては、区に保育の必要性の認定申請を行う。地域の児童については、区での利用調整を経て保護者が各事業者と直接契約を行う。地域の子どもの受け入れを行うことで待機児童の解消を図るとともに、当該事業所で働く親の就労と子育ての両立を支援している。なお、区内の事業所は令和2年3月31日付けで閉園している。

- 1 対象児童 生後57日以上、3歳未満
- 2 児童定員 6人から19人まで
- 3 種類
 - (1) 小規模事業所内保育事業
 - ①小規模保育事業A型に準ずる場合 全員保育士
 - ②小規模保育事業B型に準ずる場合 1/2以上が保育士、残りは区長が行う研修等を修了した者

(2) 保育所型事業所内保育事業 全員保育士

4 施設基準 0・1歳児 3.3㎡/人、2歳児 1.98㎡/人以上

5 保育士等配置基準

(1) 小規模事業所内保育事業 0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人(左記に加えて1人)

(2) 保育所型事業所内保育事業 0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人(ただし2人を下回ることはできない)

6 保育時間 11時間開所。開所時刻は事業所により異なる。

7 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

(従業員の子については左記を上限として事業者と保護者と協議の上決定する)

○居宅訪問型保育事業

障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難な児童に対し、自宅に保育者を派遣し1対1で保育を行う事業。主な対象児童は、中重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児で、医療的ケア(たんの吸引・経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう等)を必要とし、概ね障害の程度が身体障害者手帳の1・2級又は東京都愛の手帳の1・2度に該当する1・2歳児の児童。

1 対象児童 前述の内容に該当する1・2歳児(0歳及び3～5歳は要相談)

2 児童定員 設定なし

3 保育時間 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前8時～午後6時までの最長8時間
※延長保育の実施なし

4 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

事業開始 家庭的保育事業：平成27年度

小規模保育事業：平成27年度

事業所内保育事業：平成28年度

居宅訪問型保育事業：平成29年度

根拠法規 児童福祉法、子ども・子育て支援法、同法施行規則

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

中野区特定地域型保育事業扶助要綱

1-3-3 認証保育所給付

保護者の多様な就労形態に応じた保育需要に対応するため、東京都の認証保育所制度に基づいて認証された保育施設に対し、運営費の補助を行っている。認証保育所は、13時間以上保育や0歳児保育などの義務付けのほか、施設・設備、児童1人あたりの面積、職員数など、認可保育所に準じた基準が適用されている。また、区内在住児が区外(都内)の認証保育所を利用する場合は、当該施設に対しても運営費の補助を行っている。

設置基準

	A型	B型
設置主体	民間事業者等	

対象児童	月 120 時間以上の利用が必要な 0 歳から小学校就学前までの児童	区市町村が必要と認める 0 歳から 2 歳までの児童
定員	20～120 人（3 歳未満児を定員の半数以上保育）	6～29 人
児童 1 人あたりの面積	3.3 ㎡（2 歳以上 1.98 ㎡）	2.5 ㎡（2 歳以上 1.98 ㎡）
保育士配置割合	常勤の有資格者（保育士）6 割	
保育士配置基準	0 歳児 3：1、1・2 歳児 6：1、3 歳児 20：1、4 歳以上児 30：1（90 人以下施設は＋1 人）	
開所時間	13 時間以上	
保育料	月 220 時間以下の利用の場合、3 歳未満児 80,000 円（内容変更により認められた場合は 104,000 円）、3 歳児以上 77,000 円（内容変更により認められた場合は 101,000 円）を上限	
利用契約	保護者と施設が直接契約	

施設数()は区外在園数) (単位：園)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 型	4 (13)	4 (9)	4 (7)
B 型	3 (1)	3 (1)	3 (3)
計	7 (14)	7 (10)	7 (10)

補助対象延児童数 (単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区内	1,714	1,726	1,662
区外	201	206	167
計	1,915	1,932	1,829

令和 6 年度区内認証保育所利用実績

	施 設 名 称	所 在 地	定員 (人)	延利用児童数(人)		入所率 (%)
				区内	区外	
A 型	こもれび保育園中野新橋園	弥生町 2-11-5	38	185	6	41.89
	ぽけっとランド中野坂上	本町 2-1-8	40	374	74	93.33
	幼保園ベビーサロン新中野	本町 6-15-17	32	233	35	69.79
	マミーズエンジェル中野白鷺保育園	白鷺 2-7-1	36	369	46	96.06
B 型	ピノッキオ保育園	中野 2-1-7	24	155	5	55.56
	エンゼル保育室	中野 5-22-7	18	114	4	54.63
	龍の子保育室	若宮 1-37-5	24	232	30	90.97
合 計			212	1,662	200	73.19

事業開始 平成 13 年 10 月 1 日

根拠法規 東京都認証保育所事業実施要綱、東京都認証保育所事業実施細目
東京都認証保育所事業運営費等補助要綱、中野区認証保育所扶助要綱

1-3-4 保育施設等設置者補助

○保育士等キャリアアップ補助金

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組。施設・事業者に対し、賃金改善に要する費用の一部を補助することで、保育の質の向上を図る。私立認可保育所（設置主体が社会福祉法人の場合を除く）・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所を対象とする。

令和6年度補助実績：84園

○保育サービス推進事業補助金

区民の多様なニーズや子育て支援などの取組を行う施設・事業者に対し、その取組に要する費用の一部を補助することにより保育サービスの質の向上を図る。私立認可保育所（設置主体が社会福祉法人の場合を除く）・認定こども園・地域型保育事業を対象とする。

令和6年度補助実績：79園

○保育力強化事業補助金

中野区内に所在する認証保育所に対し、区民の多様なニーズや子育て支援などの取組に要する費用の一部を補助することにより保育サービスの質の向上を図る。

令和6年度補助実績：6園

○非常通報装置（学校110番）整備事業補助金

私立認可保育所及び小規模保育事業等における児童の安全確保及び施設の安全管理の徹底を図るため、非常通報装置（学校110番）未設置の施設・事業所を対象とし、非常通報装置（学校110番）を設置した場合に30万円を上限として補助する。

令和6年度補助実績：0園

○保育所等におけるICT化推進事業費補助金

保育所等（私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所）におけるICT化を推進することで、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることにより、もって児童の福祉の向上に資することを目的として、保育業務支援システムの導入などの補助対象経費について補助する。

令和6年度補助実績：0園

○保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金

保育所、認定こども園、地域型保育事業及び認証保育所に勤務する常勤保育士等が、保育運営事業者が賃貸する住宅に入居する場合に、住宅の借り上げを行う保育運営事業者に対し補助する。

交付実績

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立保育園	881	954	919
区立保育園 （指定管理・委託園）	0	0	0

認定こども園	62	70	108
地域型保育事業 (小規模・居宅訪問型等)	49	39	31
認証保育所	22	21	20
区立保育室	0	0	0
合 計	1,014	1,084	1,078

○保育所等における安全対策強化事業補助金

保育所等において、睡眠中の児童の安全対策としてベビーセンサー等の設備・機器を導入する際に必要な費用の一部を補助することにより、保育士等の保育従事職員が行う睡眠チェックを補完し、安全かつ安心な保育環境の整備を行う。

令和6年度補助実績：0園

事業開始 保育士等キャリアアップ補助金：平成27年度

保育サービス推進事業補助金：平成27年度

保育力強化事業補助金：平成27年度

非常時通報装置（学校110番）整備事業補助金：平成21年度

保育所等におけるICT化推進事業費補助金：平成29年度

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金：平成28年度

保育所等における安全対策強化事業補助金：令和元年度

根拠法規 中野区補助金交付規則

保育士等キャリアアップ補助金交付要綱、中野区保育士等キャリアアップ事業扶助要綱

保育サービス推進事業実施要綱、中野区保育サービス推進事業扶助要綱

保育力強化事業実施要綱、中野区保育力強化事業扶助要綱

子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱

保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱

中野区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱

1-4 運営支援

1-4-1 保育施設相談・助言

0歳から就学前までの子どもに関わる中野区の教育・保育の質の向上に向け、各施設（認可・認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業）の教育・保育内容全般、保健衛生、食育、給食衛生管理、食物アレルギー対応、危機管理等、それぞれ専門部分についての相談や研修、課題検討、種々の調整まとめを行う。また、虐待などの要保護児童や特別な支援が必要な児童等について把握し、各関係機関との連携を行う。更に、一定の保育の質が保たれるよう、保育内容等の相談・助言を行う。

○幼児施設の安全確保

保育施設での事故を防止するため、認可保育所（区立・私立）、認定こども園、地域型保育事業等への巡回相談・助言を行う。

○中野区保育の質ガイドラインの活用

令和元年度に策定し、令和5年3月に改訂した保育の質ガイドラインの活用を含めた保育士等の研修を実施する。

○就職相談・面接会の実施

中野区・杉並区がハローワーク新宿と共催で、より広域に周知できる利点を生かし、主に区内外の保育士養成校の学生を対象に、区内保育事業者との面談場を設定する。

令和6年度実績

第1回	令和6年 9月 8日（日）	会場：杉並区役所	参加者：19名
第2回	令和6年 11月 24日（日）	会場：セシオン杉並	参加者：21名

○保育ソーシャルワーク事業

各保育所の子どもや保護者の多様化、複雑化する様々な課題について、保育ソーシャルワーカーが各保育所を訪問又は電話、オンライン等で専門的な見地から助言を行い、各保育所の運営を支援する。

1-4-2 障害児支援

特別な支援を必要とする子どもが在籍する保育施設に対しての巡回相談や、区独自の基準で行う判定会による保育士の加配を行うことで、配慮の必要な子どもの受け入れ体制の支援を行っている。また、支援を必要とする児童に必要な経費の一部補助を行う。更に、医療的ケアが必要な子どもに安心、安全な保育環境を整え、受け入れを推進する。

○区立保育園における医療的ケアが必要な子どもの受入

医療的ケアが必要な子どもへの支援策として、区立保育園3園で受け入れている。保育の必要性があり、保育園での集団保育が可能で日々登園できる等の要件を満たす児童を対象とする。入所にあたっては保護者から区へ保育園入所の申込み後、区が区職員（管理職及び看護師等）や中野区医師会の医師で構成する医療的ケア審査会を開催し、医療的ケアの内容等について審査を行う。

- 1 対象児童 1歳児以上（満1歳を迎えた日からその年度の3月31日までは対象外）
- 2 受入施設 区立沼袋保育園、区立白鷺保育園、区立本町保育園

- 3 受入人数 各園原則1名
 - 4 保育時間 8時30分から17時
 - 5 職員配置 既に配置されている看護師のほか、各実施園に専任の看護師を配置し、2人体制とする。
看護師は受け入れに必要な実技習得のため、外部研修並びに実践研修を受講している。
 - 6 対応可能な医療的ケア 喀痰吸引等、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）、定時の導尿、その他、
区長が必要と認めるもの。
- 事業開始 令和2年度
- 根拠法規 中野区保育所医療的ケア事業実施要綱

1-5 幼稚園・認可外保育

1-5-1 私立幼稚園支援・補助

○私立幼稚園等保護者補助

認可された私立幼稚園、認定こども園及び幼稚園類似施設に在籍する幼児の保護者に対し、費用負担軽減を図ることにより幼児教育の振興・充実に資することを目的として、入園料と保育料の補助を行っている。

1 補助対象

中野区在住で、幼児（中野区内に住所を有し、私立幼稚園等に在籍する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者）と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料等の納入義務を負う者。なお、保護者補助金・入園料補助金は子ども・子育て支援新制度に移行していない園に在園する園児の保護者が、特定負担額補助金は子ども・子育て支援新制度に移行済みの園に在園する園児の保護者が対象。

令和元年10月開始の幼児教育無償化により、保護者が支払った保育料に対して施設等利用費が給付される。対象者は中野区で施設等利用給付認定を受けている園児の保護者。

2 補助金額（限度額）

- (1) 保護者補助金（所得制限なし） 保育料の納付各月につき、幼児一人月額 12,000 円
- (2) 施設等利用費（所得制限なし） 保育料の納付各月につき、幼児一人月額 25,700 円
- (3) 入園料補助金（所得制限なし） 幼児一人につき 60,000 円（同一幼児に対し1回限り）
- (4)（入園時の）特定負担額補助金（所得制限なし） 幼児一人につき 60,000 円（同一幼児に対し1回限り）
- (5) 副食費の実費徴収に係る補足給付補助金（所得制限あり） 幼児一人月額 4,900 円

事業実績

1 保護者補助金延交付人員

（単位：人）

	対象園児年齢				合計
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和4年度	547	6,892	7,641	8,008	23,088
令和5年度	635	5,718	6,658	7,584	20,595
令和6年度	573	4,305	5,360	6,372	16,610

2 施設等利用費交付人員

（単位：人）

	対象園児年齢				合計
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和4年度	82	603	689	716	2,090
令和5年度	98	494	602	681	1,875
令和6年度	89	369	455	546	1,459

3 入園料補助金交付人員

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付人員（人）	671	588	442

4 特定負担額補助金交付人員

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付人員（人）	117	136	162

5 副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付人員(※)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付人員(人)	193	201	176

※世帯の住民税所得割額が77,101円未満又は世帯の小学校3年生以下の児童で第3子にあたる園児が対象
事業開始 昭和42年(特定負担額補助金は平成27年、施設等利用費及び副食費補助金は令和元年)

根拠法規 子ども子育て支援法、同施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金交付要綱

中野区副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

○教育環境整備補助

区内の私立幼稚園等が、幼児教育の振興充実のために必要とする経費の一部を補助する。令和6年度より職員健康診断に対する補助を追加。

補助対象 区内の私立幼稚園・幼稚園類似施設・幼保連携型、保育所型及び幼稚園型認定こども園の設置者

補助金額 ①行事・災害共済掛金・尿検査に対する補助

@2,500円×園児数(1園あたり限度額 5月1日現在の園則定員数と在園児童数の少ない方)

②研修 @200,000円(1園あたり限度額)

③就職祝い金(私立幼稚園等の新規就職者が対象)

@100,000円×2人(1園あたり限度額)

④職員健康診断に対する補助 @200,000円(1園あたり限度額)

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助対象園(園)	21	21	24

事業開始 平成6年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱

○特別支援教育補助

障害等により支援が必要な幼児の幼稚園等での受け入れの推進を目的として、支援のための職員配置、受け入れのための施設改修等に対して助成を行う。

補助対象 中野区民である対象園児が通園する区内及び近隣私立幼稚園・認定こども園の設置者

補助内容 ①対象園児の支援のための補助 対象園児一人あたり月額96,000円~289,000円

②施設改修経費に対する補助 1,029,000円(1園につき一度限り)

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助対象園(園)	16	18	18

事業開始 平成27年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区特別支援教育補助金交付要綱

○私立幼稚園観劇事業補助

区内の私立幼稚園に在籍する園児を対象に、中野区私立幼稚園連合会が実施する観劇事業「楽しい園児の集い」に要する経費を補助する。

補助対象 中野区私立幼稚園連合会

補助金額 施設使用料、出演料、上演料、運搬料及び印刷料等の総額

※ただし、予算の範囲内とする

事業開始 平成 10 年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園連合会観劇事業補助金交付要綱

○私立幼稚園教育研究会補助

中野区幼稚園教育研究会における教育水準のより一層の向上を図ることを目的として、研究活動等に要する経費を補助する。

事業開始 昭和 56 年

根拠法規 中野区補助金交付規則、中野区教育研究事業補助金交付要綱

○私立幼稚園許認可事務

学校教育法及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づく私立幼稚園の設置、廃止及び設置者変更等の認可、園長及び幼稚園の名称、位置又は学則に関する変更の届出受理等の事務を行っている。令和 7 年 5 月 1 日現在、中野区内に存する私立幼稚園（類似施設を含む。）は 18 園。

令和 6 年度 認可・届出受付件数

	認 可	届 出		
		学則変更	教職員採用解職	その他
私立幼稚園（件）	0	7	16	0

根拠法規 学校教育法、幼稚園設置基準、私立学校法

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

○私立幼稚園等巡回相談事業

私立幼稚園等に在籍する児童の発達の課題や集団生活場面での課題に対応する幼稚園等教諭等への専門的支援を行うことを目的として、委託した巡回相談員による巡回相談を行っている。

事業開始 令和 3 年

対象施設：区内私立幼稚園、認定こども園、幼稚園類似施設

	訪問園（園）	訪問回数（回）
令和 4 年度	14	20
令和 5 年度	11	19
令和 6 年度	14	41

1-5-2 預かり保育推進等

○私立幼稚園等預かり保育補助

区内の私立幼稚園等における預かり保育を推進し、幼児教育の振興を図ることを目的として経費の一部を補助する。

補助対象 中野区内の私立幼稚園等の設置者

事業実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補助対象園（園）	13	12	10

事業開始 平成 17 年

○幼稚園型一時預かり事業補助

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い国が推進する事業。国の基準に基づいた預かり保育を実施する園に対し、費用の一部を補助する。

補助対象 中野区民である園児が通園する私立幼稚園等で、幼稚園型一時預かり事業を実施する園の設置者

補助内容 ①中野区民である園児の利用時間及び利用日数等による園への補助

②区内の実施園に対する開設時間や開設日数による補助

③長期休業期間の開設状況に応じた補助

④一時預かり実施のために確保した職員に対する補助

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助対象園（園）	20	21	29

事業開始 平成27年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

東京都幼稚園型一時預かり事業運営費等補助金交付要綱

○預かり保育料保護者補助

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに施設等利用給付が創設された。これにより、保育の必要性を認められる児童が在園する各幼稚園で利用した預かり保育について、保護者が支払った利用料の一部に対して給付を行う。令和5年10月より、満3歳児クラスに在籍する課税世帯の第2子以降の児童の保護者を、給付の対象に加えた。

1 給付対象 児童及びその保護者がともに中野区在住であり、施設等利用給付認定第2号又は第3号の認定を受けている児童の保護者、または保育の必要性を認められる満3歳児クラスに在籍する課税世帯の第2子以降の児童の保護者※令和7年9月より、満3歳児クラスに在籍する第1子の児童の保護者も対象とする。

2 給付金額 幼児一人月額上限 11,300円（施設等利用給付認定第3号及び満3歳児の第2子以降の場合は16,300円）

ただし、利用日数×450円で算出される金額又は保護者が各施設へ支払った利用料が上限

3 その他 各幼稚園で提供する預かり保育が一定水準に満たない場合は、その他認可外保育施設等の利用料も補助対象とする。

施設等利用費（預かり保育）交付人員

（単位：人）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和4年度	0	154	208	178	540
令和5年度	0	172	198	227	597
令和6年度	1	132	219	203	555

事業開始 令和元年

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

保護者補助金（預かり保育）交付人員 11人

事業開始 令和5年10月

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金交付要綱

1-5-3 区立幼稚園

平成16年度に「子ども家庭部（平成23年度より子ども教育部）」が設置されたことに伴い、区立幼稚園にかかる事務の一部は、教育委員会事務局から区長部局への補助執行事務となった。

○保育園・幼稚園課の所掌事務

- (1) 経理に関すること
- (2) 施設の維持保全に関すること
- (3) 幼児の就園等に関すること
- (4) 保健衛生に関すること

令和6年度施設の概要

施設名	かみさぎ幼稚園	ひがしなかの幼稚園
施設の概要		
設立認可年月日	昭和43年4月1日	昭和45年4月1日
所在地	上鷺宮 4-8-12	東中野 5-8-21
敷地面積	1,497 m ²	2,659 m ²
園舎の面積	621 m ²	639 m ²
学級数	3学級	3学級
園児の定員	80人	80人

※令和6年6月1日より、ひがしなかの幼稚園の第二園庭供用開始（1,672 m²）

事業開始 昭和43年

根拠法規 学校教育法、教育基本法、学校保健安全法、幼稚園教育要領、中野区立幼稚園条例

○区立幼稚園における一時預かり

区立幼稚園に在籍する児童のうち、一定人数を教育時間終了後の時間も幼稚園で預かることで、就労、育児疲れ等による保護者の心理的・身体的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を行う。

園別延利用児童数

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
かみさぎ幼稚園	2,830	2,812	2,643
ひがしなかの幼稚園	2,687	2,274	1,848

事業開始 令和元年度

関連法規 中野区立幼稚園における一時預かり事業実施要綱

○区立幼稚園入園事務

区立幼稚園の申込み事務は各園で直接行う。

1 入園対象

申込受付日に中野区に保護者とともに在住し、入園時に小学校就学の始期に達する前3年以内の幼児。

2 申込みから入園決定

毎年4月入園の3、4歳児については、前年9月下旬ごろを締切日として募集。応募人数が定員を超えた場合には、各園、年齢別に抽選により入園予定者を決定。5歳児及びその他の月については、随時募集。

入園予定者は、各園で指定された日時に健康診断、面接を実施。その結果をもって、区から入園決定通知書を保護者あて送付。

根拠法規 中野区立幼稚園条例、同施行規則

1-5-4 保育支援

○認証保育所等保護者補助

保護者の多様な就労形態により認可保育所では対応できないことや認可保育所の利用が待機となったことにより、東京都認証保育所や、やむなくベビーホテル等の認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、保護者負担の軽減とともに認可保育所を利用する児童の保育料との負担の均衡を図るために、保育料の補助を行う。

1 対象者 次のすべての条件に該当する者

- (1) 児童及び保護者が中野区内に住所を有していること。
- (2) 月の初日に保護者が東京都認証保育所等と月極利用契約をしていること。
- (3) 保護者が就労等の理由により児童の保育ができない状況にあること。
- (4) 補助対象施設に月極保育料の満額を支払っていること。
- (5) 中野区の保育認定を受け、認可保育所等への入所申請をし利用保留となり、入所承諾の辞退又は退所をしていないこと。(認証保育所以外の認可外保育施設を利用している場合)
- (6) 中野区で施設等利用給付認定第2号又は第3号を受けていること。(施設等利用給付を受ける場合)

2 補助金額

保護者が認証保育所等の各施設と契約した月極基本保育料と、補助限度額の70,000円を比較し、どちらか低い方の額から、認可保育所に入所した場合に負担する保育料を差し引き、1,000円以上の差額が発生する場合には、その額を補助する。(1,000円未満切り捨て)

※認可保育所保育料の方が高額となる場合や基本保育料以外の延長保育料については補助の対象外

※幼児教育・保育無償化対象児童については、認可保育料の代わりに施設等利用費を差し引いて算定

3 交付時期 年3回(4か月分ごと)、指定の金融機関口座への振り込みにより支払う

1回目(4月～7月分) 9月末までに支払い

2回目(8月～11月分) 1月末までに支払い

3回目(12月～3月分) 5月中旬までに支払い

認証保育所等保護者補助金(令和6年度)

(単位:人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
延交付人員	認証保育所	254	357	481	131	149	101	1,473
	認可外保育施設	48	58	93	18	12	16	245
	合計	302	415	574	149	161	117	1,718

施設等利用費(令和6年度・遡及分含む)

(単位:人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
延交付人員	認証保育所	9	26	33	132	149	99	448
	認可外保育施設	6	1	7	253	447	270	984
	合計	15	27	40	385	596	369	1,432

事業開始 平成19年4月1日

平成27年度 ベビーホテル等認可外保育施設対象

令和元年度 施設等利用費創設

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例、中野区認証保育所等保護者補助金交付要綱

○ベビーシッター利用支援事業・交通費補助・多子世帯負担軽減補助

東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用し、未就学児の待機児童の保護者や夜間帯保育を必要とする保護者等を支援するとともに、利用者が負担するベビーシッターの交通費及び0～2歳児課税世帯の第2子以降（※）の利用料について、その費用の一部又は全部を補助することによって負担を軽減する。（利用料に関して、0～2歳児非課税世帯及び3～5歳児の児童は施設等利用費の補助対象となる）※令和7年9月より、第1子の児童も補助対象とする。

事業実績

1 ベビーシッター利用支援事業

（単位：件）

利用支援事業	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者確認申請受理数	42	34	36
助成券発行申請受理数	24	24	30

2 ベビーシッター利用支援事業利用者交通費補助

交通費補助	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付人員（人）	22	21	28

3 ベビーシッター利用支援事業多子世帯負担軽減補助

多子世帯負担軽減補助	令和5年度	令和6年度
交付人員（人）	9	9

事業開始 ベビーシッター利用支援事業：平成30年12月

交通費補助：平成31年4月

多子世帯負担軽減補助：令和5年10月

根拠法規 ベビーシッター利用支援事業に関する事務取扱要綱

中野区ベビーシッター利用支援事業利用者交通費補助要綱

中野区ベビーシッター利用支援事業多子世帯負担軽減補助要綱

○居宅訪問型保育事業 保育者交通費補助

居宅訪問型保育事業の利用者が負担する、保育者が利用者の居宅に訪問するために要する交通費の全部又は一部を居宅訪問型保育事業者に対し補助することにより、当該居宅訪問型保育事業の利用者の負担を軽減する。

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付人員（人）	2	1	1

事業開始 令和2年4月1日

根拠法規 中野区居宅訪問型保育事業利用者交通費補助金交付要綱

2-1 教育・保育支給認定

2-1-1 教育・保育支給認定

○認定と在園児管理

就学前のお子さんを持つ保護者から申請を受け、認定区分や保育を必要とする事由、保育の必要量を認定している。保育所等の在園児については転園や退園管理のほか、当年度の認定事由の確認のため、現況調査を実施している。

また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化の実施により、特定子ども・子育て支援施設（幼稚園及び認可外保育施設等）を利用するお子さんの保護者に対しても保育の必要性を認定（施設等利用給付認定）している。

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則
中野区子ども・子育て支援法施行細則
中野区教育・保育給付にかかる支給認定の基準に関する要綱

○保育料等の決定・徴収

認可保育所等の在園児に係る保育料を児童の年齢や保護者の区市町村民税所得割額を基に決定・通知及び徴収を行っている。また、区立幼稚園で実施する一時預かり利用料の徴収も行っている。

令和7年9月から東京都の制度により認可保育所保育料の第1子無償化を実施する。

根拠法規 児童福祉法、子ども・子育て支援法、同施行規則
中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例、中野区特定教育・保育施設等保育料徴収規則
中野区立幼稚園における一時預かり事業実施要綱

○休日保育

保護者が就労その他やむを得ない事情により、休日に子どもを保育することが困難となり、かつ、同居の親族の中に保育する者がいない場合、認可保育所で子どもの保育を実施することにより、子育てと就労等の両立を支援する。

- 1 実施園 中野打越保育園
- 2 対象者 利用日現在で、次のいずれかに該当し、健康で集団保育が可能な未就学児
 - (1) 区内在住で、認可保育所・認証保育所・認定こども園（第2号・第3号認定）・地域型保育事業を利用している、生後8か月以上の子ども
 - (2) 区外在住で、区内の認可保育所・認定こども園（第2号・第3号認定）を利用している生後8か月以上の子ども
 - (3) 上記（1）以外で、区内在住の満1歳以上の子ども
- 3 利用要件 保護者が休日に、就労、病気、出産等のための入院・通院、親族の介護・看護、冠婚葬祭等の事情で家庭において保育が困難な場合
- 4 保育時間 午前7時15分～午後6時15分の間で必要な時間
- 5 利用期間 日・祝日（12月29日～1月3日を除く）
- 6 利用定員 1日20人
- 7 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は実施施設に直接申込む（先着順受付）
- 8 利用料金 子ども1人1日あたり3,000円（ひとり親世帯は半額）

※上記「2 対象者」の（１）または（２）のいずれかに該当する子どものうち、保護者が就労のため利用する場合は無料

利用実績

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人員	767	834	815

事業開始 平成16年7月 区立宮園保育園・区立宮の台保育園（指定管理者園に委託して実施）《両園とも月1日の日曜日に実施》

平成18年度から区立打越保育園（現私立中野打越保育園）にて、日・祝日（12月29日～1月3日を除く）で実施

根拠法規 中野区休日保育事業実施要綱

2-2 保育入園

2-2-1 保育入園

認可保育所等の入園の利用調整及び区立保育園の延長保育の利用調整を行う。

○保育施設等利用調整

1 対象施設

(1) 認可保育所

国が定めた設置基準に基づき認可された施設。区が運営する区立保育園と社会福祉法人などが運営する私立保育園がある。

(2) 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援事業を実施する施設。

(3) 地域型保育事業

区が認可した事業で、区内には家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業がある。

2 申込み及び利用調整

電子申請、子ども総合窓口での受付、または郵送での申請受付も行っている。各地域事務所では申請書一式受け取りのみ（申込書は地域事務所、すこやか福祉センター、区民活動センターでも配布）。締切日は、入園を希望する月の前月1日（土・日・祝日に当たるときは直前の平日）に設定。3月の入園募集は行わない。1、2、4月の入園募集については別途設定。

利用調整基準に基づき、入園を決定。

3 入園決定後の健康診断及び面接

集団保育が可能か、事前に健康診断を受け、その後、入所決定園で面接を行う。

保育施設入所申込状況、利用状況及び待機児童数（各年度4月1日現在）

（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 認可保育所新規申込	1,575	1,606	1,673
(2) 認可保育所新規入所者数	1,277	1,271	1,332
(3) 認可保育所待機児童数 (1) - (2)	298	335	341
(4) 認証保育所等利用	10	15	2
(5) 私的な理由等	288	320	339
(6) 待機児童数 (3) - [(4) + (5)]	0	0	0

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則、中野区児童福祉法施行規則

中野区子ども・子育て支援法施行細則、中野区保育所等利用調整事務等取扱要綱

3-1 保育企画調整

3-1-1 区立保育園民営化

区民ニーズに対応した保育サービスの拡充と保育園運営の効率化を図り、将来にわたって安定して多様な保育サービスを提供するため、民間活力の活用により区立保育園の民設民営化を進めてきた。

これまでの民営化実績

令和7年（2025年）5月1日現在

実施年度	区立保育園名	私立保育園名	運営事業者名
平成15年度	上鷺宮保育園	とちの木保育園	社会福祉法人育和会
	野方北保育園	野方さくら保育園	社会福祉法人巨玉会
平成16年度	みなみ保育園	中野みなみ保育園	社会福祉法人ユーカリ福祉会
平成17年度	大和北保育園	七海保育園	社会福祉法人青柳保育会
	あけぼの保育園	あけぼの保育園	社会福祉法人戸越ひまわり福祉会
平成20年度	住吉保育園	陽だまりの丘保育園	社会福祉法人龍美
	東中野保育園		
平成21年度	桃が丘保育園	桃が丘さゆり保育園	社会福祉法人さゆり会
平成22年度	新井保育園	中野りとりぱんぷきんず	社会福祉法人清香会
平成23年度	南江古田保育園	なかよしの森保育園	社会福祉法人森友会
平成25年度	沼袋西保育園	沼袋西保育園	社会福祉法人尚徳福祉会
平成27年度	松が丘保育園	松が丘保育園	社会福祉法人尚徳福祉会
	橋場保育園	橋場そらとみどりの保育園 大きなおうち	社会福祉法人東京児童協会
平成30年度	打越保育園	中野打越保育園	社会福祉法人青柳保育会
令和元年度	南台保育園	南台保育園	社会福祉法人ユーカリ福祉会
	大和保育園	田中ナースリー大和保育園	株式会社田中ナースリー
	宮園保育園	宮園保育園	社会福祉法人高峰福祉会
	西鷺宮保育園	わらべ西鷺宮保育園	社会福祉法人清心福祉会
令和2年度	宮の台保育園	コンビプラザ弥生町保育園	コンビウィズ株式会社
	あさひ保育園	にじいろ保育園上高田	ライクキッズ株式会社
	もみじやま保育園	アルテ子どもと木幼保育園	社会福祉法人種の会
令和3年度	仲町保育園	仲町保育園	社会福祉法人尚徳福祉会
令和4年度	大和東保育園	大和東もみじの森保育園	社会福祉法人信正会
	宮の台保育園	コンビプラザ宮の台保育園	コンビウィズ株式会社※

※宮の台保育園の移転・民営化後、旧宮の台保育園跡地において民営化事業者と同一事業者が新規の認可保育所を開設した。

3-1-2 教育・保育施設確保

出生率や女性の就業率等、関連する指標の動向を踏まえ、適切に教育・保育需要を把握するとともに、待機児童の解消に資する民間保育所の開設、定員の増加を目的として、民間事業者の募集・選定及び開設準備経費補助等による支援を行ってきた。

3-2 認可・指導検査

3-2-1 認可・指導検査

平成28年度より子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付の支給対象施設としての確認を受けた、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）及び特定地域型保育事業者（小規模保育事業、家庭的保育事業等）に対し、保育施設の指導検査を行っている。

さらに、令和4年度より区が児童相談所設置市となったことに伴い、児童福祉法に基づく指導検査を実施することとなった。東京都など関係機関と連携を図りながら、定期的に施設の実地検査（一般・特別指導検査）を行い、施設運営、保育内容及び会計などについて検査・指導することにより、事故の防止や保育の質の確保を図っている。

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導検査実施件数（件）	80	77	85

検査対象施設（令和7年5月1日現在）

施設	施設数（園）
認可保育所（私立）	83
区立保育園	10
認定こども園	4
小規模保育事業所	9
家庭的保育事業所	6
認可外保育施設	22
認証保育所	7
児童福祉施設	2
合計	143

※一時預かり事業を行っている約40園に関しては施設検査の際、同時に検査している。

根拠法規 児童福祉法、子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例

中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導検査実施要綱

○特定子ども・子育て支援施設等の確認

子ども・子育て支援法の改正によって令和元年度より実施された幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付が創設された。子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等が無償化の対象施設（特定子ども・子育て支援施設）であることや、当該施設が一定の運営の基準を満たすことを区が文書で確認し、確認内容の公示をしている。

根拠法規 子ども・子育て支援法

認可外保育施設に対する指導監督要綱

